先端技術活用生産・流通体制強化対策地方公共団体事業費補助金
先端技術活用生産・流通体制強化対策地方公共団体整備費補助金
農業・食品産業強化対策整備交付金
環境保全型農業生産対策事業費補助金（地区推進事業に係るものに限る。）
環境保全型農業直接支援対策交付金
中山間地域等直接支払交付金
農村地域資源維持・継承等対策推進交付金
農村地域資源維持・継承等対策整備交付金
多面的機能支払交付金
農山漁村六次産業化対策事業費補助金（次に掲げるものに限る。）
一　農山漁村活性化再生可能エネルギー総合推進事業に係るもの（農山漁村活性化再生可能エネルギー事業化推進事業のうち管轄区域内で事業に取り組む事業実施主体に係るものに限る。）
二　小水力等再生可能エネルギー導入推進事業に係るもの（小水力等発電導入技術力向上中央研修事業及び省エネ型集落排水施設実証事業に係るものを除く。）
三　地域バイオマス産業化支援事業に係るもの（地域段階に係るものに限る。）
四　食品リサイクル促進等総合対策事業に係るもの（食品ロス削減国民運動の展開事業のうちフードバンク活動等の推進事業及び食品流通の川下における食品廃棄物の再生利用等の促進事業のうちメタン化による食品リサイクルループ推進事業に係るものに限る。）
農山漁村六次産業化対策整備費補助金
農山漁村六次産業化対策推進交付金
農山漁村六次産業化対策整備交付金
農山漁村活性化対策整備交付金
農山漁村活性化対策推進交付金（鳥獣被害対策基盤支援事業に係るものを除く。）
農林水産業共同利用施設災害復旧事業費補助金
農地災害復旧事業費補助
海岸保全施設等災害復旧事業費補助
農業用施設等災害関連事業費補助
米穀安定供給活動支援対策費補助金
地方創生整備推進交付金（地方創生道整備推進交付金及び指導監督交付金に限る。）
農業生産基盤整備事業費補助
障害防止対策事業費補助金
東日本大震災復興推進事業費補助金（大臣官房、農林水産技術会議、林野庁及び水産庁の所掌に係るものを除く。）
農業・食品産業強化対策推進交付金
農地・水保全管理支払交付金
農村地域復興再生基盤総合整備事業費補助
除塩事業費補助
農業生産基盤整備事業調査費補助
農業農村整備事業後進地域特例法適用団体補助率差額

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年六月二十三日農林水産省告示第八百九十九号の規定は、平成二十八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十七年七月二十五日農林水産省告示第千二百三十四号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十七年度の予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

表補助金等の予算科目の欄中「地域再生基盤強化交付金（汚水処理施設整備交付金に限る。）」を「地方創生整備推進交付金（地方創生汚水処理施設整備推進交付金に限る。）」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十七年七月二十五日農林水産省告示第千二百三十四号の規定は、平成二十八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百一号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十三号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十二年度予算に係る補助金等の交付に関するものから地方農政局長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕

表補助金等の予算科目の欄中「農山漁村地域整備交付金　防災対策推進農山漁村地域整備交付金」を「農山漁村地域整備交付金」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この告示による改正後の平成十二年五月十二日農林水産省告示第七百三十三号の規定は、平成二十八年度予算に係る補助金等の交付に関する事務から適用し、平成二十七年度以前の予算に係る補助金等の交付に関する事務については、なお従前の例による。

○農林水産省告示第九百二号

補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和三十年法律第百七十九号）第二十六条第一項及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和三十年政令第二百五十五号）第十六条第一項の規定に基づき、平成十八年六月二十日農林水産省告示第八百八十一号（予算科目に係る補助金等の交付に関する事務について平成十八年度予算に係る補助金等の交付に関するものから北海道農政事務所長に委任した件）の一部を次のように改正したので、同条第四項の規定に基づき、公示する。

平成二十八年三月三十一日　農林水産大臣　森山　裕